

国家広電総局のインターネット視聴番組内容の管理に関する通知

2009年3月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家広電総局のインターネット視聴番組内容の管理に関する通知

公布日：2009年3月30日

国家広電総局はこのほど、各省、自治区、直轄市の広電影視局、新疆生産建設兵団広電視局に「国家広電総局のインターネット視聴の番組内容管理に関する通知」を発表した。ネットワーク文化の構築と管理の強化、社会主義先進文化の伝播、インターネット視聴番組における低俗な風潮の排除、インターネット視聴番組作りの着実な推進のため、インターネット（モバイルインターネットを含む）視聴番組内容の管理強化に関し以下のように通知する。

一、「インターネット視聴番組サービス管理規定」の第十六条によるインターネット視聴番組が含んではいけない内容は以下の通り。

- (一) 憲法がはっきりと定めた基本原則に反する。
- (二) 国家統一、主権、領土保全を損なう。
- (三) 国家秘密の漏えい、国家の安全を損なう、国家の榮譽を傷つけ利益を損なう。
- (四) 民族憎悪を煽る、民族差別、民族の団結を損なう、民族の風俗と習慣を侵害する。
- (五) 邪教、迷信の宣伝。
- (六) 社会秩序を乱し、社会の安定を損なう。
- (七) 未成年の違法犯罪の誘発と暴力、ポルノ、賭博、テロ活動を宣伝する。
- (八) 他人を侮辱または誹謗、公民のプライバシー侵害など他人の合法權益を侵害する。
- (九) 社会公德、民族の優秀な伝統文化を損なう。
- (十) 法律、行政法規、国家規定の禁止規定に関連するその他の内容。

二、各インターネット視聴番組のサービス部門は以下の内容が含まれる視聴番組に対し、直ちに編集、削除を行う。

(一) 中華文明及び中国の歴史と史実を悪意に曲解したもの。他国の歴史を悪意に曲解し、人類文明及び他国の文明と風俗習慣を軽視したもの。

(二) 革命指導者、英雄的人物、歴史上の重要人物、国内外において有名な著作及び著作中の重要人物イメージを意図的に低く評価している。

(三) 人民軍、武装警察、公安及び司法イメージを悪意に低く評価している。俘虜虐待、拷問による犯罪者と犯罪容疑者の自白の強要などが含まれている。

(四) 違法犯罪を増長させる表現、犯罪行為の詳細を具体的に示している、特殊捜査方法の暴露、保護を受けるべき通報者、証人などのイメージや音声を暴露している。

(五) 宗教極端主義の鼓吹、各宗教、教派間、宗教を信じている者と信じていない者との間の矛盾と衝突を扇動し、人民感情を侵害している。

(六) 人相を見る、運勢判断をする、風水を見る、占う、悪鬼を払い病気を治すなどの封建的迷信活動を宣伝している。

(七) 重大な自然災害、思いがけない事故、テロリスト事件、戦争などの災難場面をふざけて描いている。

(八) 淫乱、強姦、乱倫、死姦、売春、買春、異常性愛、自慰などを具体的に描いている。

(九) 性行為、性行為の過程、性行為のやり方を表現あるいは暗に表現されているもの、及びこれと関連する肉体的接触が多すぎるなど細部が表現されている。

(十) 故意に描いている、身体だけで隠しているまたはとても小さい物で陰部を隠しているもの。

(十一) 性的暗示、性的誘惑など安易に性的連想を起こさせるもの。

(十二) 不倫、多角関係、一夜限りの関係、性的虐待、妻の交換など不健康な内容。

(十三) 成人映画、ピンク映画、ポルノ映画、盗み撮り、露出及び各種の性的な文字或いは絵や写真を視聴番組のタイトルあるいは分類としたもの。

(十四) 強烈で刺激的な性的殺害、血生臭いもの、暴力、自殺、拉致、麻薬、賭博、怪異など。

(十五) 過度に驚かせ恐怖を与える画面、字幕、背景音楽、音声効果。

(十六) 動物の虐殺、捕殺、国家の保護類動物を食用していることを具体的に表している。

(十七) プライベートな内容を犯しているもの。

(十八) けんかし殴りあう、他人を侮辱する、汚い言葉や下品な言葉を、肯定的、賛同的、称賛的な基調、あるいは人を模倣させる方法で表現している。

(十九) 消極的、退廃的な人生観、世界観、価値観を宣伝し、民族の愚昧、社会の暗黒面を誇張している。

(二十) 国家放送映画テレビ総局が放送を禁止している映画テレビ番組及び映画、テレビドラマの削除部分。

(二十一) 関連する法律、法規の精神に違反している。

三、インターネット視聴番組のサービス部門は番組内容の管理制度と応急処理機能を完全なものにし、優秀な業務従事者の招聘を審査、チェックし、ネットワークミュージックビデオ、バラエティー、短編の映画・テレビドラマ、アニメなど分類別の番組、及び自分で撮影、ダンス、美女、コメディ、オリジナル、映像上の人物などを撮影するなどの題材を重点的にチェックし、番組内容が本通知の第一、第二条の規定に違反していないことを確かに保証する。同時に、ネットユーザーのクレームや関連する事柄を直ちに処置する。

四、インターネット視聴番組のサービス部門が放送する映画テレビドラマは、放送映画

テレビ管理の関連規定に符合していなければならない、法に照らして放送映画ドラマ行政部門が公布した「映画フィルム公開上映許可証」、「テレビドラマ発行許可証」、或いは「テレビアニメフィルム発行許可証」を取得する。放送する理論文献映画テレビフィルムは法に照らして放送映画テレビ行政部門が公布した「理論文献映画テレビフィルム放映許可証」を取得しなければならない。「映画フィルム公開上映許可証」を取得していない国内外の映画フィルム、「テレビドラマ発行許可証」を取得していない国内外のテレビドラマ、「テレビアニメフィルム発行許可証」を取得していない国内外のアニメフィルム及び「理論文献映画テレビフィルム放映許可証」を取得していない理論文献映画テレビフィルムは、全てインターネット上で放送してはならない。

五、インターネット視聴番組サービスに従事する部門は、番組の著作権保護制度を完全なものにしなければならない、著作権法、行政法規の規定を厳格に守り、番組は相応する著作権を持たなければならない。著作権保護措置を取り、著作権者の合法權益を保護しなければならない。

各地の放送テレビ管理部門は法に照らして管理を行い、職務に励み、インターネット視聴番組内容の管理を強化し、視聴番組のウェブサイトの真面目な運営を促し、上述規定の遵守を自覚し、クリーンなインターネット視聴番組環境を積極的に創造、調和させることに努める。